



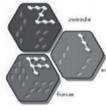
# 情報通

2011. November 11月号

発行：東京税理士会

情報システム委員会

題字：山川 巽 (江東東)



2011 税理士情報フォーラム

開催日時 平成23年11月15日(火)

午前10時～午後5時 主催：東京税理士会情報システム委員会

共催：東京税理士会データ通信協同組合

場所：東京税理士会館本館

# 災害に強い

# 税理士事務所

研修受講時間に認定されますので  
ご来場の際は研修受講履歴カードをご持参ください。

参加費無料  
入退場自由  
会員・事務所職員その他  
どなたでもお越しいただけます



## タイムスケジュール・講演者一覧

メイン会場(2階 201号室)			2階(203室)	地下(全室)
10:00~	開会式			
<b>講演「災害に強い税理士事務所」</b> 災害によるデータ喪失やパソコンの破損等に対し、事務所で行っている対処方法をテーマに講演いたします。 3月の震災で被災した事務所の復旧体験や、万が一に備えたデータの管理方法等、改めて考えてみませんか。			<b>IT何でも相談室 (個別相談)</b> 業務上のパソコンの悩み、災害対策、セキュリティ、電子申告に関すること等、お気軽にご相談ください。	<b>DocuWorks講座</b> DocuWorksとは、事務所のペーパーレスや電子申告など、税理士業務と相性バッチリのドキュメントハンドリングソフトです。初めての方はもちろん、すでに利用されている方も、ぜひご参加いただき、さらに便利な活用方法を検討してみませんか。メーカーの担当者が説明をいたしますので、何でもご相談ください。
<b>時間</b>	<b>テーマ</b>	<b>講演者</b>	10:30~16:00 (受付は15:30まで)	第1回目 11:00~12:00
10:30~11:00	東北税理士会被災事務所の実体験	木幡 仁一(東北税理士会)		休憩
11:05~11:35	東京税理士会被災事務所の実体験と具体的対応	高橋 邦夫(浅草)		第2回目 13:00~14:00
11:40~12:10	小さな事務所のBCP(災害に遭遇した場合の事業継続計画)	濱川 久子(日本橋)		休憩
休憩				第3回目 14:15~15:15
13:00~13:30	関係者との連絡方法及び周辺準備機器	菅沼 俊広(中野)		
13:35~14:05	ペーパーレスから電子申告へ(事務の効率化)	安田 信彦(日本橋)		
14:10~14:40	被害と情報の見える化で被害軽減を! ~バックアップの二重化と作業環境の再構築~	斎藤 潤一(荒川)		
14:45~15:15	無料や廉価なバックアップと復元(システムとデータ)	矢崎 義光(西新井)		
<b>特別講演</b>				
15:20~16:15	番号制度と税関係の電子申告に関して先進事例の紹介	廉 宗淳氏 (e-corporation,JP CEO)		
16:15~	閉会式(プレゼント抽選会)			

### 来場者特典

11月15日当日、来場者先着100名に  
USBメモリー(4GB)を  
**プレゼント!!**



※画像はイメージです。  
実際の製品とは異なる場合があります。

### 今年も開催! 業務に役立つITツールプレゼント抽選会

当日ご来場いただき、簡単なアンケートにお答えいただいた方を対象に、抽選会を行います。スキャナー、ディスプレイ、複合機等の豪華賞品をご用意しておりますので、ぜひご参加ください。

※抽選会の参加は税理士会員に限ります。  
※抽選会は閉会式で行い、閉会式出席の会員のみが参加対象となります。



# 今後の電子申請に向けたトレンド(後編)

## ～番号制度がもたらすプッシュ型行政サービスの展望～

10月号に引き続きNPO法人東アジア国際ビジネスセンター(EABuS)事務局長 安達和夫様より寄稿いただいた番号制度についての記事を掲載致します。前号では、今、話題になっているプッシュ型行政サービスの意味するところと、これが既に実施されている海外の先進事例に触れるとともに番号制度の役割について解説いただきました。後半では想定されるデータの流れと税理士の役割に言及されています。

なお、安達代表並びに文中のルベル氏については、去る平成18年1月本会にお出でいただき電子政府の様子とカナダ、ケベック州の電子申告事情についてご講演いただきました。またそのお話の内容を本紙平成18年3月1日号に収録しております。こちらの記事もぜひご参照下さい。

[http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax\\_accuntant/pdf/jyoho/2006\\_3.pdf](http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accuntant/pdf/jyoho/2006_3.pdf)

### 社会保障・税番号導入後の電子申告

EABuSでは、社会保障・税番号が導入された際の電子申請のあり方について、以下のような検討を行いました(図2参照)。

- ① 所得税確定申告に必要な所得(収入)および控除に関する情報を、確定申告期間前に各情報発生源(給与支払者、健康保険組合、金融機関等)から国税庁に報告する。これ等の情報には「番号」を付記し、インターネット経由で電子的に一括送信する。
- ② 国税庁は報告を受けた法定調書情報をバックオフィス・システムで納税義務者単位に管理し、さらに確定申告のためにマイ・ポータル・システムで設けられる個人化データボックスへ納税者毎にエクスポートする。バックオフィス・システムで管理される法定調書情報は、確定申告後の税務調査資料として利活用する。
- ③ 納税者はマイ・ポータルから自己の法定調書情報をe-Taxに貼り付け、さらにマイ・ポータルにない配偶者・扶養控除、事業所得等を追記して確定申告を行う。
- ④ 国税庁はe-Taxによる申告内容を法定調書情報と照合・審査する。このとき、配偶者・被扶養者の「番号」を付記することにより被扶養者の所得額確認、また生計関係情報との照合による控除対象被扶養者要件の確認も可能である。審査済みの確定申告情報は「番号」を付記して住民税課税のためにeLTAXに一括送信する。

当然、こうした電子申告を実現するには様々な検証と準備が必要になりますが、海外で「記入済み税務申告」が有効に機能していることを考え併せると、将来の番号の利用形態として充分想定することができると考えます。

こうした仕組みで電子申告の負担が軽減されると、年末調整を廃止し給与所得者を含め全ての納税者がe-Taxによる確定申告に移行することも可能になると考えられます。それにより、企業(雇用者)の年末調整業務の負担が大幅に軽減するだけでなく、住民税の算定根拠が確定申告情報に一本化されることによる行政側の負担軽減も期待できます。

なお、年末調整にかかるコストは、EABuSで平成19年から20年にかけて企業(人事・経理部門)6社と2市の自治体を対象にヒアリング調査を行い、その結果を平成20年2月の電子政府評価委員会にて報告しました。

([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshyouka/kaisai\\_h19/dai8/8gijisidai.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshyouka/kaisai_h19/dai8/8gijisidai.html))

この調査結果では、年末調整にかかる年間のコストは企業で約

2,300億円、行政で約140億円と試算しました。確定申告を容易に行える仕組みを整備し、年末調整を廃止することで、これらのコストが削減される可能性があると思われれます。

### デジタルネットワーク時代に向けて

日本を含め世界は急速にデジタルネットワーク時代に向かっております。デジタルネットワーク時代においては、税理士を始めとする代理業の方々の業務も必然的にデジタル中心へと移行していくことになると思われれます。

デジタルネットワーク時代の代理業の方々の役割について、以前カナダケベック州歳入省のルベル氏から極めて有用なヒントを頂いたことがあります。

ケベック州歳入省では、納税者を「カスタマー」と呼び、カスタマーとの信頼関係の構築・維持が歳入省のもっとも重要な任務と考えております。

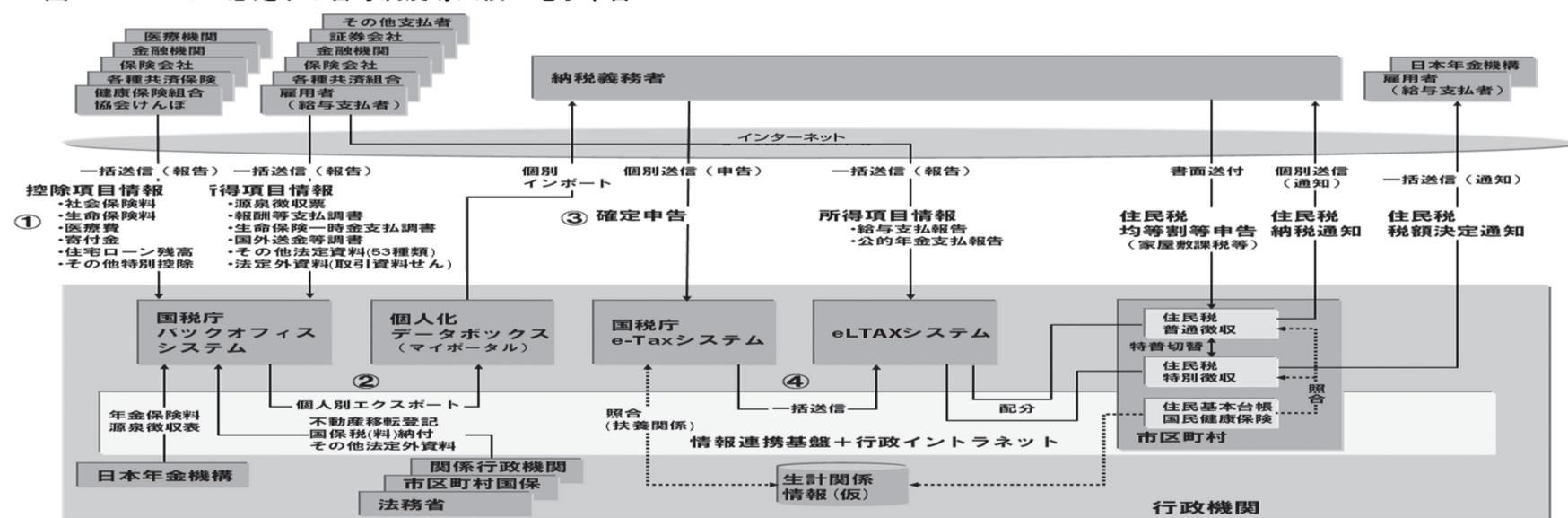
我々は州の収入を担うという重要な任務を持っているが、それは、ただ徴収すればいいというものではない。一番大事なものは信頼関係である。市民も企業も歳入省のお客様として考え、我々は顧客との信頼関係をいかに築くかが最も重要であると考えている。  
ケベック州歳入省 副大臣 Diane Jean

同時に、税理士等の代理業を「パートナー」と呼び、納税者であるカスタマーとの信頼関係を醸成するキーパーソンと位置づけています。代理業は、電子税務申告の普及の上でも重要な役割を担っており、歳入省は代理業の意見を積極的に採り入れると共に、代理業へ集中的に浸透プロモーションを行っています。また、代理業は一定の税務審査権を持ち、指定されたチェックポイントによる審査を代理業が行うことで、申告ミスの割合が20%から1%以下にまで下がったとも言われています。

税理士の方々は、実務の上で課税庁・納税者双方に深く接しておられ、事実上双方にとっての重要なパートナーの立場におられます。税理士の方々が中心となって、共に満足のゆく効率的で確実な電子申告を主体的に推し進められることが、わが国のデジタルネットワーク社会の充実に大きく寄与すると確信しております。

NPO法人東アジア国際ビジネス支援センター  
事務局長 安達和夫

図2 EABuSの想定する番号制度導入後の電子申告



## ミニセミナー(無料)受講者募集

11月開催日

平成23年11月14日(月)午後1時~2時

◆テーマ 無料や廉価なバックアップと復元  
(システムとデータ)

◆講師 矢崎 義光(情報システム委員会委員)

12月開催日

平成23年12月2日(金)午後1時~2時

◆テーマ iPhone、iPadを  
税理士業務で利用する方法

◆講師 斉藤 潤一(情報システム委員会委員)

◆注意事項、申込方法(11月、12月共通)

場所:東京税理士会館2階 会議室  
定員:各日 先着20名  
講師:東京税理士会情報システム委員会委員  
対象:本会会員、事務所職員  
受講料:無料  
※本会の研修受講時間に認定されます。

(申込方法)  
事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。  
■e-mail: johosystem@tokyozeirishikai.or.jp  
※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。  
(記載事項) ①受講希望日、②支部、③登録番号、④氏名  
■TEL: 03-3356-4467 (東京税理士会事務局業務研修課)